

自費工事申請で街路樹を移植する場合の手続きについて

はじめに

自費工事申請に、街路樹を移植する工事が含まれていて、その移植を認める場合には、枯れ保障の念書をいただいています。(自費工事で移植した街路樹が、万が一にも一年以内に枯れてしまった場合に、代替えの樹木に植え替えることを約束していただくためのものです。)

1 自費工事申請時の提出書類について

念書(1部)

※ 書類提出の前に、樹木の移植場所について担当土木事務所(出先)と打合せをして下さい。

※ 必要事項を記入し、添付書類をつけて、ホチキスで左綴じして下さい。

※ 管理課へ「自費事施行承認願」を提出する際に、土木事務所へ提出して下さい。

(本庁舎の工務係でもお預かりできます。)

2 樹木の移植先についての打合せについて

環状8号線から南側(内側)の地域にある街路樹

板橋土木事務所(出先)

板橋区常盤台三丁目27番1号

TEL03(3967)3871 FAX03(3967)3856

環状8号線から北側(外側)の地域にある街路樹

赤塚土木事務所(出先)

板橋区新河岸一丁目9番8号

TEL03(5398)1251 FAX03(5398)1252

※ 樹木の移植先の打合せについては、簡単なものについては電話、FAX等でも可能です。

※ 窓口で打合せを行う場合には、事前に電話で担当者の在室をご確認ください。

※ 御成塚通り、蓮根駅前通りは打合せ先が上記と一部異なりますので、ご相談下さい。

3 念書記入上の注意点について

① 受付番号は記入の必要はありません。

② 路線番号は、土木事務所を確認した番号を記入して下さい。

③ 住所、氏名、電話は、申請者の方(移植樹木が枯れた場合に、代替えの樹木の植栽に応じられる方)を記入して下さい。

④ 工事理由は、理由を具体的に記入して、永久または一時の別に○印をつけて下さい。

⑤ 形状規格は、高木については(高さ、幹周、枝張)を、低木については(高さ、枝張)を記入して下さい。

※ 幹周とは、樹の根元から1.2mの高さの幹の周囲をいいます。

⑥ 移植先は、町名番地号で詳しく記入して下さい。

⑦ 施工業者名は、未定の場合には記入の必要はありません。

#### 4 自費工事完了時の提出書類について

##### 移植完了届(1部)

- ※ 必要事項を記入し、添付書類をつけて、ホチキスで左綴じして下さい。
- ※ 自費工事完了後に速やかに、土木事務所(出先)に提出して下さい。

#### 5 自費工事完了後のさらに1年後の提出書類について

##### 活着確認および植替完了届(1部)

- ※ 必要事項を記入し、添付書類をつけて、ホチキスで左綴じして下さい。
- ※ 自費工事完了1年後に速やかに、土木事務所(出先)に提出して下さい。

#### 6 その他

- ① 樹木を移植する場合は移植先探しをお願いします。なお、移植先について不明な点がある場合には、土木事務所まで電話をお願いします。
- ② 移植樹木については、水分の蒸散防止や美観維持のために適切な剪定や刈込をして下さい。ただし、必要以上の剪定は避けて下さい。
- ③ 移植樹木については、転倒防止のための控木の設置と日焼け防止のための幹巻をお願いします。
- ④ 不明な点がございましたら、土木事務所までご相談ください。

以上

1 永久切り下げの場合の、支障となる樹木の移植先の考え方について

① 低木の移植

同じ路線内の低木の欠損または枯損した植樹帯に移植して下さい。  
※移植先には、町名番地号を記入して下さい。



同じ路線内に低木の欠損または枯損した植樹帯がない場合には、区で指定した同じ樹種の路線の、低木の欠損または枯損した植樹帯に移植して下さい。  
※ 移植先には、町名番地を記入して下さい。



移植予定の低木が著しく形姿不良な場合には、移植しないで処分していただくことがあります。  
※ 移植先には、処分と記入して下さい。

② 高木の移植

切り下げを設置する場所の変更ができる場合には、移植は行いません。



切り下げを設置する場所の変更が不可能な場合には、隣接する左右の既存の街路樹と適正な植栽間隔がとれる時には、左右のどちらか広い方に植樹帯を設置して、そこに移植して下さい。  
※ 適正間隔については、土木事務所へご確認下さい。  
※ 移植先には、町名番地号と新設植樹帯と記入して下さい。



既存の街路樹と適切な植栽間隔がとれない場合には、同じ路線内の高木の欠損または枯損した植樹帯に移植してください。  
※移植先には町名地番号を記入して下さい。



同じ路線内に高木の欠損又は枯損した植樹帯がない場合には、区で指定した同じ樹種の別の路線の、高木の欠損又は枯損した植樹帯に移植して下さい。  
※移植先には、町名番地号を記入して下さい。



移植予定の高木が著しく形姿不良な場合は、著しく移植が困難な樹種と判断される場合には、樹木を撤去してその代替えとして、樹高4m、幹周り20cm以上の樹木を植栽する場合があります。  
※ 該当すると思われる場合は土木事務所へご確認下さい。  
※ 移植先には、町名番地号と伐採新植と記名して下さい。

## 2 一時切り下げの場合の、支障となる樹木の移植先の考え方について

### ① 樹木の移植

切り下げに支障となる樹木は、街路樹の他の場所に移植しないで、どこか別の場所で復旧まで頂かって下さい。切り下げを復旧するときに元の場所に戻して下さい。  
※ 移植先には、一時預かりと記入して下さい。

## 3 移植した樹木が1年後に枯れた場合の、代替樹木の植栽について

移植した樹木が枯死または形姿不良となった場合には、樹木を撤去しその代替えとして、高木については樹高 4m、幹周20m以上で同等品に可能な限り近いものを低木については、市場で入手可能な範囲のもので同等品に近いものを植栽して下さい。  
※ 該当すると思われる場合は土木事務所へご確認下さい。